

第2回東京都動物保護管理審議会会議録

1 日 時

平成10年10月14日（水曜日） 開会 午前10時 閉会 午前11時40分

2 場 所

都庁第一本庁舎42階北側 特別会議室 A

3 出席委員（敬称略）

会田 保彦	財団法人日本動物愛護協会理事・事務局長
石井 栄子	主婦連合会常任委員
尾上 多喜雄	(社)日本愛玩動物協会理事長
加藤 一郎	東京都環境保全推進委員会委員
加藤 由子	作家
柴内 裕子	開業獣医師
関 哲夫（会長）	弁護士
田中 智子	都議会議員（日本共産党東京都議会議員団）
辻 弘一	(社)東京都獣医師会副会長
長沢 容子	(社)東京都小学校PTA協議会副会長
藤井 多嘉史	(社)東京都動物保護管理協会常任理事
矢口 サキ子	東京都生活協同組合連合会常任組織委員
山口 千津子	(社)日本動物福祉協会獣医師調査員
山口 安夫	総理府動物保護管理専門員
谷茂岡正子	(社)東京都新生活運動協会理事

4 議 事

- (1) 猫の適正飼育推進策について（中間報告）
- (2) 動物取扱業者の指導育成策について
- (3) その他

議事

会長

それでは、本日の審議に入りたいと思いますが、本日の審議事項はお手元に配付してございます「審議会次第」にありますとおり三つございます。一つは「猫の適正飼育推進策について（中間報告）」、第2が「動物取扱業者の指導育成策について」、3「その他」となっております。

進行の仕方といたしましては、まず最初に「猫の適正飼育推進策について（中間報告）」を審議していただきまして、皆様からこの報告書について御了承をいただければと思っております。

その後、審議事項2「動物取扱業者の指導育成策について」へと進んでまいりまして、関連資料の説明はその際に行いますので、御承知おきいただきたいと思っております。

1 猫の適正飼育推進策について（中間報告）

会長

それでは、第1の審議事項であります「猫の適正飼育推進策について（中間報告）」の案につきまして、小委員会の座長である山口安夫委員から説明をお願いいたします。

小委員会座長

では、これから「中間報告」（案）の説明をさせていただきます。

報告書(案)の本体につきましては、既に事務局より委員の皆様にお送りし、お目通しをいただいていることと思っておりますけれども、その後、何人かの委員の方々の御意見をいただきまして、一部、訂正をしております。

そこで、事務局から、この訂正箇所について、まず説明をお願いをしたいと思っております。

会長

では、事務局からお願いいたします。

事務局

それでは、事務局から御説明申し上げます。

この資料の案につきましては、10月6日付で委員の皆様には御配付をさせていただいております。その後、各委員からいただいた御意見を小委員会座長にお諮りをし、若干、きょうまでの間に修正を加えさせていた

だいた部分がございますので、ご紹介いたします。修正箇所は約10カ所でございますので、一つずつ御説明をさせていただきます。

まず、2ページをごらんください。

2ページ、1行目、冒頭でございますが、「東京都における猫の飼育実態調査の概要」、ここは表現が適切でございませんで、「東京都における調査」なのか、あるいはその調査結果そのものを指しているのか不明であるということから、調査報告書のタイトルそのものを表記するように直しております。

それから3ページでございますが、上から8行目ほどでございます。「このような猫の命を救うため、譲渡事業を実施しており、平成9年度には110頭が新たな飼い主にもらわれている。しかし、引取りの大多数が生まれたばかりで目も開かない子猫であり、そのほとんどは殺処分となっている。」との表示にかえさせていただきました。

その理由は、譲渡事業について現在実施しているという内容を加えること、それから、引き取られた猫について、引き取られた猫はどういう子猫なのか、「生まれて目も開かない」という具体的な表現に変更をさせていただいております。

続いて5ページをごらんください。

下から4行目ほどでございます、猫の繁殖力について述べたところでございますが、「年に3、4回、1回あたり5頭くらいの子猫を産む」という表示になっております。お送りした資料では「数回」という曖昧な表現でございましたので、「3、4回」という形に変更をさせていただきました。

続いて6ページをごらんください。

下から8行目でございますけれども、[適正な飼育への応用]のタイトルのところですが、この文の一番最後、「狭い地域に限られる傾向がある。」という形に、表現の正確さを指摘されておりましたので、このように修正をいたしました。

続いて7ページをごらんください。

上から5行目でございます。猫の特性の「社交性」について、特に[特徴]のところですが、「見知らぬ人や動物に会ったとき、攻撃的になったり、逆に臆病で神経質な猫になったりする。」それから同じく9行目の文章の末尾、「落ち着きのある飼いやすい猫になる。」ということで、いずれも、表現の正確さ

を指摘されておりますので、このような表現に直しております。内容に変化はございません。

続いて9ページをごらんください。

下から6行の「身元の表示」という項目でございます。これについては、2カ所、変更がございます。

まず、「飼い主の連絡先を明記した迷子札などを猫につけることは、飼い主の愛情の証しともいえる。」というところで、表現をソフトに変えております。

また、続く文章の中で、「屋内でしか生活していない猫であっても、外に出してしまった場合に備えて身元の表示をすることが望ましい。」これもやはり表現を断定的なものからソフトな表現へと変更をさせていただきました。

続いて10ページをごらんください。

一番下の行でございますが、「猫の飼い主に向けた働きかけ」というところ です。

一番下の行は、「指導を推進すべきである。」という文がございます。この「指導を推進」というのは、前は「指導を徹底すべき」というような強い表現になっておりましたので、これも意見をいただいて、ソフトな表現に変更させていただきました。

続いて13ページをごらんください。

下から4行目でございます。ここは「おわりに」の文章で、やはり飼い主の飼い方に対する審議会の期待を述べているところでございます。「今後、より多くの飼い主が猫の特性をよく理解し、猫が健康かつ安全に生きられる飼育環境となるよう気を配りながら、屋内飼育、不妊去勢手術の実施、身元の表示を実践することが望まれる。」ということで、これも表現をソフトな形に変更をさせていただきました。

以上が変更点の紹介でございます。よろしくお願いいたします。

小委員会座長

ありがとうございました。

それでは、お手元、資料1「中間報告(案)の概要」、これに沿って説明をさせていただきますと思います。

その前に、検討の経過について少し報告をさせていただきます。

検討の経過としましては、前回の審議会を受けまして発足しました小委員会は、9月11日と25日の2回にわたりまして検討会を開催いたしまして検討を行うとともに、あわせて並行しながら、この間、意見、要望等、各委員の皆

さんの御意見等を、お寄せいただくなどいたしましてこれを検討し、本日の「中間報告（案）」となった次第でございます。

また、小委員会といたしましては、この検討に入るに当たりまして、前回の審議会での委員の方々の発言を踏まえて、「捨てない、増やさない、命を絶たない」、この三原則を基本として検討を進めていくことを確認いたしました。これが経過でございます。

それでは、検討の結果でございますが、お手元の概要のように「猫飼育の現状」「人と猫の共生のあり方」「猫の適正飼育推進に向けて」という、大きく分けて三つの形に取りまとめを行いました。

まず、「Ⅰ猫飼育の現状」についてでございますけれども、これにつきましては、「東京都内の猫飼育の現状」それから「諸外国の状況」というふうに分けて検討をしたわけでございます。

まず、この「東京都内の猫飼育の現状」ということでは、都内で猫を飼育する場合、どんな法律がかかっているか、そしてまた、都内における猫の飼育の実態並びに取扱いの状況というものはどのような状況にあるかということで検討を行いました。

かかわる法律としましては、動物の保護及び管理に関する法律、並びに、東京都動物の保護及び管理に関する条例の中に猫の飼育について規定がございます。

それから、この「東京都における猫の飼育実態」「東京都における猫の取扱い状況等」でございますが、これについては、過日都で実施しました「猫の飼育実態の調査」並びに事務局から用意をしていただきました各種の資料等をもとにいたしまして、各委員の専門的な知識をこの中に織り込みながら検討を進めていったわけでございます。

ここで浮かび上がってきた特徴としてどういうことがあるか、あるいは適正飼育の推進策に当たって参考になる点はどういうことがあるだろうかということについて検討を行いました。

「飼育の実態」でございますが、飼育の実態としては、屋内飼育がかなり普及しているが、一方、屋外に放すといった過去の飼育習慣と申しますか形態と申しますか、そういうものもかなり根強く残っているのが実態である。

また、飼い猫の不妊去勢手術の実施状況でございますが、全体としては約86%というふうに甚だ高率でございますが、屋外に放されている猫については、約67%とまだまだ低い状態にあるということがわかっております。

それからもう一つの特徴としては、一般に、犬の飼育率の方が猫に比べて高

いということが言われている中で、猫の飼育世帯というものが犬と同率の約13%であるということが浮かび上がっております。

「猫の取扱い状況」でございますが、これにつきましては、猫によるさまざまな被害、あるいは迷惑の苦情が多く発生しております。しかしまた、その反面、猫の側から見ますと、引取り依頼により処分される猫が多いこと、また、屋外にいる猫につきましては、

交通事故に遭う機会や、あるいは感染症に感染する率が非常に高いということで、猫にとって都内における生活環境は、一般に非常に危険な状態にあるということがわかったわけでございます。

また、「諸外国の状況」でございますが、これにつきましては、本文並びにこの「概要」に記載のとおりでございます。

次に、「11人と猫の共生のあり方」ということについて説明をさせていただきます。

先ほど、猫の飼育実態として、猫と犬との飼育の世帯が同率の約13%であり、これは、都の特徴ではなかろうかと申し上げましたが、なぜ東京において猫の飼育というものが多いかということについて検討を加えました。その内容につきましては、ここに記載のとおりでございます。今後、集合住宅居住者の増加やあるいは単身者の増加、あるいは動物と人とのかかわりの中で、動物の果たす役割というものが非常に変わりつつある。食料や使役動物、従来はそういった関係から、さらにペットになり、現在はコンパニオン・アニマルといった役割というものが人と動物の関係の中で非常に密接になっている。特に猫についてはそういう状況がある。アメリカやフランスでは、約30%の世帯が猫を飼育しているという状況を考えますと、これからの飼育人口の増加というものが予想されるわけでございます。それに伴い、人と猫が共生できるよう、適正な飼育方法の普及ということは今後ますますその重要性を増すであろうというふうに考えられた次第でございます。

次に、猫の飼育を進めるに当たって、猫というものはどういう動物かということ、これは方策を検討するに当たっても、また、一般の方々にも大いに理解していただく必要があるのではなかろうかということで、猫の特質といったものを生理学的、行動学的、動物学的な見地を含めまして、多面的に検討、説明を行った次第でございます。

そこで検討したのが、「3猫の特性と適正な飼育への応用」というところになります。ここで指摘されました主な事項といたしましては、猫は非常に旺盛な繁殖力があるということ、それから発情期の特徴的な行動というものがある、

例えば鳴き声だとか特に雄猫に多いと言われる「スプレー」といったようなことがございます。

こういった行動は、人間の側にとって、あるいは動物の側にとっても、適正な飼育を進めていく中では、十分配慮しなければならないことであるということになります。そして、この対応はどうしたらいいか。それでは不妊去勢手術というものが有効な手段であるということがここで確認をされたわけでございます。

次に、猫には縄張り、よじ登り、爪とぎといった、猫独特の行動というものがあります。そういった特性を理解し、これに配慮すれば、屋内飼育への応用というものも可能であるということがここで検討、結論を得たわけでございます。

次が、「III 猫の適正飼育推進に向けて」という欄でございますが、言うまでもなく、この猫の適正飼育を推進する目的というものは、猫の飼育によって現在多く発生している近隣の生活環境に悪影響を与えないようにすること、すなわち迷惑をかけないようにする。その飼い方としてはどういうことがあるか。また、これと表裏一体になりますが、猫自身の安全や健康、いわゆる愛護の観点からということで検討する。この両者の共通という部分をここで見出そうというのが猫の適正飼育推進の目的でございます。

このことを審議するに当たりまして、一部の声としては、法的規制を導入すべきではないかというような意見もございましたが、小委員会といたしましては、これについていろいろと議論、検討を重ねた結果、法的規制によるのではなくて、人々の意見に基づく社会的ルールによってこれを推進すべきであるという結論に達しております。

そして、この具体的な実現の方策でございますが、これについて検討を行いました。

まず、この検討に当たりましては、「飼い猫への対策」とそれから「「飼い主のいない猫」への対応」という二つに分けて検討を行いました。

「飼い猫への対策」といたしましては、飼い主に望まれること、民間団体に望まれること、行政に望まれること、この三つの側面から検討を加えました。

まず、飼い主に望まれることといたしましては、交通量が多く、住宅も比較的密集している東京のような状況の中では、猫にとって、人にとっても、好ましい飼い方としてどういうものがあるかということで3点に絞られました。一つは屋内での飼育、二つ目は不妊去勢手術の実施、三つ目が身元の表示ということでございます。これを推進することが望ましいのではないかとということでございます。

この屋内での飼育によりまして、飼い主との触れ合いというものがより親密になり、猫を交通事故や感染症の危険から守れ、また生活環境への被害も未然に防止することができる。

それから、不妊去勢手術の実施というものは、捨て猫やあるいは引取り処分される子猫をなくすだけでなく、発情期特有の行動を抑えることができる。また、屋内飼育の場合は、特にこれが必要なことになる。

3番目として、身元の表示でございますが、これは飼い主責任を明確化するという、そしてまた、事故や迷子の際の連絡にも役立つということで、これは飼い主の愛情の証しの一つにもなるのではなかろうかということで推進をしていく、こういうことでございます。

民間団体、行政に望まれることといたしましては、この推進策を進めていく上では、民間と行政の協調というものが必要であり、これがなければなかなか成功するものではないであろうという考え方のもとにそれぞれの役割を検討したのがそこに記載のとおりでございます。

最後に、「「飼い主のいない猫」への対応」でございますが、「飼い主のいない猫」の発生源というのは、無責任な飼い主による過剰繁殖や捨て猫、そのほか、屋外の猫の産み落とし等によるものが主であろうというふうに考えられます。

そして、「飼い主のいない猫」のほとんどというものは、現在、餌やりなどの人から何らかの餌を与えられているものと見られております。こういった状況の中で、これらの猫に関して多くの苦情が寄せられております。また、これらの猫は室内飼育の猫に比べてその寿命が三、四年とも言われ、非常に短いと言われております。

こういったことから、室内飼育、不妊去勢手術、身元の表示による飼い主の明確化、いわゆる飼い主責任というものを十分果たしていただくことによる適正飼育が普及すれば、その発生源は少なくなり、温かい寝床や十分な食事が用意されない、そして短命で、そして時にはいわれのない虐待を受ける、飼い主のいない、そういった不幸な猫を減らすことができるのではなかろうか、こういった猫がなくなるということが、この人と猫が共生する社会の実現にとって理想的であるというふうに考えられるわけでございます。

しかしながら、ここで考えなければならないことは、現在存在している「飼い主のいない猫」というものについてどう対応すべきかということが問題になるわけでございます。

これについては、猫の好きな人、嫌いな人、猫から迷惑を受けている人、あるいは無関心な人、地域にはさまざまな人が住んでおります。そういった地域

に住む人々の合意というものによって、その地域に即した共存を図ることを検討すべきではなからうかということになったわけでございます。

すなわち、住民主導による地域ごとのルールづくりが必要ではなからうか、これが望ましいことであると結論づけられたわけでございます。そして、地域住民による合意やあるいはルールづくりが可能な場合には、民間団体や区市町村、東京都といった民間と行政が連携、協力する仕組みを考えてはどうか、モデルプランとして検討することを希望するというここでここに記載をし、取りまとめた次第でございます。

以上が、甚だ雑駁でございますけれども小委員会でまとめた「中間報告」の案ということでございます。

終わりに当たりまして、検討に当たって委員の方々には大変熱心に、また活発に御意見をちょうだいいたしました。また、事務局の方にはいろいろと資料をそろえていただきました。この席をおかりして厚く御礼を申し上げて報告を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明がありました小委員会の「猫の適正飼育推進策について（中間報告）」（案）に関しまして、委員の方々の御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

委員

私は、この「中間報告」の案を読ませていただきました。先ほども説明ありましたが、理想的」ということでは、こういうふうには書かれているのはしごくもつとも、これは推進策として書かれているものとしてはいいであろうと思いますけれども、これが果たして実効性あるような形で審議会として東京都に出すのであれば、何かそのところで少し人ごとに近いかなという印象を持ちました。

今日も意見書みたいな形で来ておりますけれども、私自身、割と最近、半年ほど前に猫を飼うことになったということは前回も申し上げましたけれども、どちらかというボランティア団体の皆さんに近いような感じで、それこそ「飼い主のいない猫」をある機会、ひょんなことから飼うような形になったということは感情的には近いものがあるかなというふうに思っておりますけれども、こういうふうには書かれて審議会に出されて、それで、では一体どんなふうに行うかというのを考えてきたときに、私は不妊去勢手術のところ、もう少し何か踏み込んだ形で提言をすることができないだろうかというふうに思いました。

私は、自分で今飼う前に数カ月猫を預かった経験もありましたりして、たまたま不妊去勢の手術にもその猫を連れていったりしたこともあるんですが、そのときのことと今のことと比べてみますと、ひょんなことから飼うことになった、言ってみれば個人ボランティアの猫の飼育者にとっては、手術の費用であるとか餌だとかもいろいろありますけれども、それと、例えばよく予防注射であるとかといったことに対して、余り知る機会がないわけです。それは、たまたま獣医さんへ行きますと、こういうふうになっていますよと教えられたときに、ああ、そういうものかというふうに知ることができますが、実は預かったときに、杉並区でしたけれども、その当時杉並区では、猫の不妊去勢に対して助成を行っているということで、その助成の費用がこのぐらいだから幾らですということを言われました。今、越してきたところで近所の方に伺いますと、ここの獣医さんはとても安いから幾らですよ、というふうに言われました。ですけれども、その差は、「安いですよ」と言われた金額は、「助成していますよ」というふうな金額を足した金額よりも高かったんですね。そんなふうに、かなりのものが負担としてかかるというのがわからない状態で飼うことの方が多いただろうと思います。

そういったときに、こういうふうに書かれるだけであっては、実際にそういうふうな形で猫を飼育するに当たった者にとっては、何かこう割り切れないものがある。私なんか、今、東京都の情勢を見ますと、助成を出すとかあるいは援助するとかということは多分御法度になるんだろうなというふうに思いますけれども、そうであるならば、例えばよくパンフレットに出ておりますけれども、ここのフォローについてだけは、こういうふうな形でこのぐらいの費用が、標準的でもよろしいですけれどもかかります、というようなことをきちんと伝えるようなものが行政にないと、そしてそれが、猫を飼育する人がどこかへ行ってすぐもらえるような状態にないと、そんなところ、大変不安に思います。

それで、犬・猫の場合は、健康保険というものがなくて保険が効かないから獣医さんが高いですよ、ということは言われておりますし、それなりの覚悟はしておりますけれども、やはりにわか猫の飼育親になった者にとっては、その辺の不安がつきまとうというのがありますことと、それから、私はもう少ししたら猫を実は飼おうと思っていたんですが、今、アニマルセラピーとかいろんなことを言いまして、これからの老後のために、猫という動物は非常にいいだろうなということで、そんなふうに思っていましたときに、その辺の実行策みたいなことが東京都がやりやすいような形の審議会の答申を出していただきたいなというふうに思いましたので、書いてあること自体はいいかと思いますが、実行策をちょっと入れていただけるとというふうに思いました。

会長

そうしますと、報告書の内容それ自体は一応了承されたということによろしいですか。

委員

いいんですけれども、余りにも理想的で、果たしてこれが出たときに、これは実行策として使ってもらえるんだらうかという少し不安を感じましたので、何かそういうふうな文言なり何か、提言というとな変ですけども、そんなものが入ってくると、実際に市町村も含めてやっていただけるのかなというのがあります。

それから、今、御説明の中で「住民主導による地域住民の合意とかルールづくりが必要だ」というふうにおっしゃいました。それはそのとおりだと思いますが、私の住んでいる近所のところで、やはり個人で猫に餌をやっている方がいらっしやいます。すると、個人の方が地域住民の合意の場の中に入れるんだらうかということがあったりとか、そういうふうなことすら知らないで餌をやっている方もいらっしやるかと思うので、そんなふうな配慮も含めて、実際には、行政のところでどういうふうに組むかといったとき、一緒にやるときには配慮が要るのかなと思いました。

会長

そうすると、報告書の内容は少し理想的過ぎるのではないか、もう少し具体的なところまで踏み込んでほしいということですね。

委員

そうですね、もうちょっと踏み込んで、それが実行できるような形のを少し入れていただけると。特に不妊去勢のところというのは非常に大きな問題で、そこのが解決できればかなりのところで、報告書にもございますようにクリアできるのかなという気がします。

会長

その具体化というのは、助成の問題とそれからあと、情報をきちんと教えてほしいということ、値段とかですね。

委員

そうですね、多分、助成というのは難しいのかと思いますが、先ほど杉並区のところで私がたまたま猫を預かったときは助成しておりましたけれども、前回の資料のところを見ますと、もう助成というのはなくなっているようであったので、そういうことは難しいのかわかりませんが、でも、そこまで行かないと、なかなか難しいかなという気がします。

会長

わかりました。

ほかにございますか。

委員

私も同じような感想を少し持ったんですけれども、私も、第2回小委員会を傍聴させていただきまして、本当に皆さん、熱心に御議論いただいているなということは本当に感じた次第です。敬意を表したいと思います。

それと同時に、小委員会の中でもやはり金額の問題が大きな問題になるんじゃないか、高いということもあるというような指摘もあったと思います。

そういう意味では、二つ、私は考えるんですけれども、まず、飼い猫に対するものとして行政に望まれることということと、「飼い主のいない猫」に対する行政への対応という二つの観点があるのではないかと思うんですけれども、まず、こちらの「報告(案)」の中で、10ページから11ページにかけてなんですけれども、「行政に望まれること」ということで「適正な飼育に関しての知識を普及啓発することが行政の責務である。」と書かれているんですね。これ自体としては大変重要だと思うんですけれども、実際、その「普及啓発」という域を出ていないのではないかということが指摘できるのではないかと思います。

屋内飼育を徹底させるということで、不妊去勢手術がどうしても必要なんだという一応必須条件のような形になっているわけなんですけれども、これでもやはり問題になってくるのは費用の問題ではないかと思うんですね。

やはり、1匹だけ飼っている方についてはそれほどの負担でないかもしれないけれども、数匹飼っている人、あるいは公園で猫の世話をして、自費で去勢手術をしているような方だとか、そういう方にとっては、やはりかなりの負担になってしまうのではないかということが言えると思うんですね。

ですから、行政として、不妊去勢手術が必要で、飼うための必須条件だというふうに、そこまで言われるのであれば、費用の軽減といったことについても、やはり矢口委員と同様に検討の課題として盛り込んではいかがなものかなというふうに私は思うんですね。

飼い猫なんだから、自分の責任で処理しなさいということを幾ら都として言ったところで、今現在、実際には放し飼いをしている方がいらっしやいますし、放し飼いをしていて、その猫が不妊去勢手術をしていない割合が67%ということで、室内飼いをしている猫よりもかなり率が低くなっているという割合が出ているわけですね。

このことから見ても、今、屋外飼いをしている猫を屋内に連れ戻して、また去勢手術をさせるということになると、啓蒙だけでは実効力があるのかなとい

うのが、やはり私の懸念としてはあるわけなんですね。

ですから、今現在、外で飼っている猫を手術するということから関しても、何らかの方策がぜひ必要になってくるのではないかということがまず1点申し上げたいことです。

もう1点、12ページで、「飼い主のいない猫」への対応」ということで対応策が出ているんですけども、上から5行目で「飼い猫の不妊去勢手術と屋内飼育が普及すれば、「飼い主のいない猫」は次第に減少していくと考えられる。このようにして、人に管理されない「飼い主のいない猫」がなくなることが、人と猫が共生する社会の実現にとっては、理想的である。」というふうに書かれているんですけども、果たして、「次第に減少していく」のかなという懸念があるんですよ。

現状では、例えば都営住宅だとか集合住宅にお住まいの方で、都営住宅が建て替えになった場合に、ほかの集合住宅では原則的には動物は飼ってはいけないというところが多いですから、やむを得ず、本当は捨てて行きたくないんだけど、捨てざるを得ないというような状態の場合も多々あるわけですよ。

そういうことから考えると、現状として「飼い主のいない猫」がいるということから考えても、「次第に減少していく」と考えられるのかなというのが少し疑問に思っているところです。

それから、「飼い主のいない猫」がいなくなることが、果たして「理想的」なのかどうなのかという問題なんですけれども、このことでは委員会の中でも、「地域猫」というような言い方で、コミュニティー・キャットというようなことでかなりお話があったと思うんですね。町に猫が見られないのはちょっと寂しい気もするというような御意見もあったようなんですけども、そのことから考えても、果たしてこれが「理想的」な状態になるのかどうかということが私としては、言えるのかどうかということなんです。

その下に、こういうふうにして「理想的だ」と書かれますと、例えば「差別化」といいますが、屋外にいる猫が排除される可能性があるのではないかとというのが、その懸念としてすごく強く感じる場所なんですね。

「しかしながら、」のところ、「地域から排除する方法ではなく」ということが書かれてはいますけれども、それが排除につながらないようにどうしてもしていかなくはいけないのではないかと思う次第です。

小委員会の中でも、片や室内飼いを基本とする、だけれども、もう一方で「飼い主のいない猫」たちが暮らしていけるような部分がつくれないうかというように意見もありましたので、差別化というか排除につながらないかというのが大きな問題として言えるところではないかということで、この「理想的」

というのも、何とか文言的にももう少し柔らかいといいますが、どうなのかなというところは皆さんの御意見もお伺いしたいところだと思っております。

あと、13ページの、「地域の住民による合意やルールづくりが可能な場合」ということで「東京都が、適切な役割分担のもとに不妊去勢手術実施等について専門技術的協力を行うなど、」というふうになっておりますけれども、これは少しお伺いしたいんですけれども、この「専門技術的協力」というのはどういうことを指しているのか、お伺いしたいと思っております。

それと、行政の役割ということはこの4行で言われておりますけれども、実際に都の独自の問題ということで、最初の審議会の中でも私は指摘をさせていただいたんですけれども、少なくとも都立公園の中とか、都が管理している施設の中にある「飼い主のいない猫」については、やはり独自の対応が必要なのではないかと思うんです。

小委員会の中でも、パリの公園の片隅のシェルターの問題が話されたと思うんですけれども、地域の動物愛護グループに一任して、小屋のかぎも渡して、不妊手術を徹底させるための市の予算もとっているということが紹介されておりましたけれども、こういう努力もやはり必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんです。その点もいかがかなと。これだけではなくて、この中に、もう少しその辺のことも、都の独自の問題として取り入れることが必要なのではないかと思っております。

あと、最後に、里親の問題なんですけれども、里親探しをもう少し東京都としても十分行うべきではないかということがあると思うんですね。

実際、仕組みがはっきりしていないと思うんですね。動物愛護センターの方で、「欲しい」と言われた方については差し上げてはいるけれども、それはもうごくわずか、少数であって、積極的な都としての里親探しをどうしていくかということについては、余り仕組みがないと言えるのではないかと思うんですね。

私、新聞報道で見たんですけれども、小平市かどこかで、市として市役所の窓口で猫を欲しい人、また交換したいといいますが、子猫が生まれたのでもらってくれる人いませんかと、そういう情報交換をするところを市役所の窓口につくっているというようなことも新聞で紹介されておりましたので、そういうような窓口の開設や、都としての対応というのをぜひこの分野でも具体化していただけないかというふうに思っております。

会長

ただいま、委員からいろいろ御発言があったんですが、三点ぐらいありまして、一つは飼い猫についても不妊費用その他、相当高額の負担を飼い主がしな

ければいけないが、この問題をもう少し具体的に考えるべきだというふうなことだと思っんです。それから第2は、「飼い主のいない猫」というものについても、報告書にあるような不妊去勢手術とかその他によって減少していくのが人と猫との関係にとって理想的だというのはどうかと。その姿勢の問題ですね。それからあと、里親の問題。里親探しももう少し具体的に仕組みをはっきりさせるべきだというこの三点かと思いますが、それに際して、行政の技術的・専門的な協力ですか、その御質問がありましたので、事務局から説明させていただきますか。

事務局

それでは、私の方から、今の点について御説明をさせていただきます。委員からは「専門技術的協力とは何か」ということですが、ここでは「連携協力の仕組みをモデルプランとして検討することを希望する。」という案として出ております。そういう報告がなされれば、今後、具体的な検討を我々としては進めていく課題だろうというふうに思われます。

ただ、今現在、仮にそういう検討をするというふうにすれば、ここで言われている内容というのは、こんなことが考えられるということで簡単に御説明させていただきます。

まず、ここで言っているのは「飼い主のいない猫」、いわゆる野良猫でございますので、その不妊去勢等の実施については、飼い主がいないかどうかという確認がまず一番大事なところであろうと思います。実施をしたところが、後になって飼い主があらわれたということがあると、それぞれまた一つの器物損壊、そういった問題にも発展するおそれがありますし、他人の猫に餌をやっているというような結果にもなりかねない、そういうところで非常に、要するに、いわゆる「飼い主がいない」ということを確認することは難しい問題だと思います。

そのためには、区市町村あるいは民間、地域の自治会、町会等がきちんとした形でそれを確認していただくということが何よりも大切な条件になるろうかと思っいます。

そういう条件があった上で、どんな協力ができるかということでお話をいたしますと、例えば、私どもには獣医等の専門的な知識や技術を持っている者がおりますので、不妊去勢等について、あるいはその猫の健康管理の問題について具体的な協力ということで、私ども動物保護相談センターの施設などを活用した事業の実施というようなものも可能だろうというふうには考えておりますけれども、今回、報告をいただいた後で、具体的なものについては今後検討を進める必要があるかなというふうには思っております。

会長

時間の点でやや制約がありますので、そのほかの御意見さらに伺いたいと思うんですが。

委員

私は、東京都獣医師会を代表してここに参っております、今、三点ほどの問題が提起されたわけですが、まず、猫を拾ったときに、その不妊去勢手術費用が非常に高いということでした。

このことは前からもお話がございますけれども、猫を拾って自分で飼われている場合は、これは飼い主がいるという観点でして、これは所有者が負担するというのが基本だと思います。それに対して行政が補助をするというのは、さまざまな地域で地域行政がやっておられると思いますね。

それから、今本当に問題なのは、ホームレスの猫でございますね。それについては、先ほど衛生課長からお話ございましたように、ここで努力目標ではありましても、行政の対応というところで指導推進するということになっておりますから、そういったことが認められますと、明らかに根拠ができるわけです。その根拠をもとに、行政と獣医師会が話し合っ、この野良猫対策についてはやっ、いこうということでよりより話しておりますが、まずこの根拠がお決まりになる前に、前もってそういうことを申し上げることができないということでございます。

それからもう一つは、これは私の口から申し上げるのもなんですが、今現在、町の中に猫の影が見当たらないのが寂しいと言えるような状況では実はない。いわゆるホームレス猫、コミュニティーキャットも含めまして、そういった猫が非常に多くて、さまざまな弊害や人と動物、猫との共生にいろいろな陰りが出ているというのが現状でございます、そういったことはある程度処理していきましたらば、それは寂し過ぎるという問題にも検討される余地が出てくるのではないかと、いうふうに私は理解しております。

会長

いろいろな御意見が出ておりますが、時間の関係上、今までの御意見とは多少ニュアンスの違ったような御意見がありましたら、優先的にお願いしたいと思うんですが。

委員

ちょっと違った角度から申し上げたいと思うんですが、実は、私ども愛護協会には、全国各地から不特定多数の電話が大変殺到しております。

たまたま 8 月 1 カ月間の集計が出たものですから御案内させていただきますと、相談電話だけで 4 1 9 件ありました。そのうちの 1 2 0 件、およそ 2 9 %

が里親探しの依頼なんです。しかも、120件を圧倒的に占めているのが猫なんです。そういうわけで、毎日毎日、猫、猫、猫の連続というのが職員の実態でございます。

しかるに、今般の「中間報告」の案を拝見しましても、東京都民の飼育実態というのはそういう猫、猫、猫にまみれている毎日から見ますと、素晴らしい実績が上がっているようには感じます。これだけ室内飼育が進んで、なおかつ不妊去勢が進んでいるというのは、これは私はある面で、東京都民の健全な常識に改めて敬意を表したいと思うんです。

一方、先ほど来お話が出ていますホームレス猫。ということは、私どもに殺到する問題の起因となっているのはこのホームレスのことなのかなということも感じるんですけども、先ほど、猫のいない町は寂しいと。多分、これは失礼な言い方ですが個人心情ではないかなと思うんですけどもね。私も、それは町中にいるのは望ましいと思います。ただし、この審議会そのものが、猫が町中にたくさんいることによって派生している問題をいかに解決しようかという大きなテーマのもとに審議会が構成されて、議題が進められていることなわけですので、個人心情として私自身も猫を町中で見たいんですけども、そのまま放置できない現状にどうするかというときに、このホームレス猫、特にこの問題は、先ほど来お話が出ていますが、ぜひとも私も、行政の専門技術的な支援をいただきながら、今後、プランづくりにぜひ積極的にこの審議会が進んでいただけるように望んでおります。

会長

それから、特に今まで出ている問題で、不妊費用ですか、そういうふうな費用の負担というのが飼い主その他にとって相当困難というか問題ではないかというふうな御発言があったんですけども、その辺についていかがでしょうか。

委員

新しい、別な部分の意見と、それから今のおっしゃられました不妊手術等について、ちょっと私の考えますことを申し述べさせていただきます。

ちょうど、私は港区ですけども、3年ばかり前から助成金がついて、そして不妊去勢の費用が出ておりました。もちろん獣医師の方も、それと同額を負担するという負担制度をとってお手伝いをしておりましたけれども、財政がだんだん難しくなってきました、その額も減りましたので、スタートしますともう一、二ヶ月で使い切ってしまうといったような状況があって数年間を迎えておりますけれども、それを見ておきますと、本当に飼い猫で十分飼い主さんが負担できる方も、それから、何とか誰かが面倒見なくてはならないということと受け取った方も、同じ額が負担される。ああいうところはとても問題だと思

うんですね。

これを区別することとか、その内容を正確に知るといことは非常に難しいとは思いますが、今後、そうした助成を正確に進めていくために、新たにまた獣医師会とか都が取り組むときに、その辺をもう一度考えていかなければいけないと、こういうふうに思います。

それからもう一つは、この審議会が本当にみんなが猫に対して心を込めて、猫も人間も、人間の社会に取り入れた猫がもっと幸せに、そして動物たちがいない地球上なんて決して人間に幸せなものではないんですから、そういうものを本当に何とか維持していこうという、都市化していく社会の大きなテーマだと思ふんですね。

そのことにこういうふうに取り組んでいるんですけども、ここまで持ってこられるには大変な努力が皆様にあったと思います。このことが、今回、この審議会が一定の時期に終了した後、その後の継続的なもの、先ほどもいささか出ていますけれども、継続的に皆さんで本当に膝を交えて意見を出し合っ、都市化をどのように心やさしくしていこうかというシンポジウムとかフォーラムとか、また意見をお尋ねするような機会をまた継続的に持っていただくことがとても望ましいのではないかと、こんなふうに思っております。

会長

それでは、いろいろとまだ御意見あるかと思いますが、ほかに案件もございまして、時間的にこの程度にしたいと思いますが、取り扱いなんですけれども、今いろいろ御発言のあった方々の御意見では、今回の「中間報告」に対して若干、少しこういうふうにしてもらった方がいいのではないかというふうな御意見もございました。しかし、余り具体的に「中間報告」自体の問題点というほどのことは御指摘なかったのではないかと思います。

それで、また、この「中間報告」はあくまでも中間報告であって、今後さらに都民の方々の御意見を伺うというふうな機会も準備されておりますので、きょうのところは一応、小委員会で専門的に検討していただくことも前回付託しておりますし、原案のとおり、本審議会です承するという事で扱わせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

委員

先ほど発言したことにつきまして誤解があるといけなかなと思ふので、お時間がないところ恐れ入りますが、一言申し上げます。私も今の猫の問題については、この猫の審議会にかけられました意味については十分承知しておりますし、人と猫がやっぱり共生できるまちづくりをいかにしてつくっていくかということでは、そのための審議会だったということは十分承知しており

ます。

ただ問題は、横浜市の磯子区の問題でも、資料として出されておりますけれども、やはりホームレスの猫の防止対策事業としてきちんと行政が位置づけてやっているんですよね。だから、そのところをやはり、皆さんにお任せしますというか都民の意識の向上だとかそういうことだけにとどめるのではなく、やっぱりそういうきちんとした行政の姿勢というのが必要ではないかということを少し言いたかったわけなんです。

それは「専門技術的な協力」ということをこれからもやっていくということで先ほど辻委員の方からもお話がありましたので、これからは、そういう形で実効性のあるものにしていくように希望していきたいと思います。

会長

それでは、先ほど申し上げましたように、これからさらにいろいろな御意見それから都民の方の御意見も踏まえて、若干、最終的な答申というのは変わっていく可能性ありますが、きょうのところは小委員会で策定していただいた「中間報告」を審議会として了承して、衛生局長にお渡しするということについて御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

会長

ありがとうございました。

それでは、そういう取り扱いにさせていただきます。

先ほど申し上げました、広く都民から意見を伺う会というものを近く設けさせていただきますので、小委員会の各委員におかれましては、ぜひ御出席をお願いいたします。

その詳細につきましては、後ほど事務局の方から御案内をいたします。

2 動物取扱業者の指導育成策について

会長

それでは、続きまして審議事項2「動物取扱業者の指導育成策について」に入りたいと思います。

それでは、関連配布資料につきまして、事務局から御説明を願います。

事務局

それでは、事務局から資料について御説明申し上げます。

取扱業関係の資料は、資料3、4、5でございます。この資料が「中間報告」の資料番号とダブる形になっておりますので、ダブルクリップを外していただ

くとわかりやすいかと思えます。後ろの方に資料3、4、5という形でそれぞれ、ばらばらの資料になるようにつくられております。

まず、「東京都内における動物取扱業実態調査（中間とりまとめ）」でございます。資料3はその概要でございますので、本日は、資料4の本文の方で御説明をさせていただきたいというふうに思います。

動物取扱業につきましては、第1回審議会におきまして資料の提供をさせていただきました。今回は、その後に取りまとめた調査結果、あるいはその後に調査した結果について、今後の審議の参考となるように御報告をさせていただくものでございます。

まず、この「動物取扱業実態調査」につきましては、都内で開業している動物取扱業者の施設の構造・設備、あるいは動物の飼育管理の方法について実態を詳細に把握し、今後の検討の資料とするために行われたものでございます。

調査期間は、10年の8月、9月に実施をいたしました。

対象としては特別区内及び多摩地区内の区域でございます。

調査方法については、私どもの動物保護相談センターそれから保健所の職員が立ち入りをしまして、施設構造を把握したり、従業者の知識等については聞き取り調査を行って取りまとめをいたしました。

調査した施設数は922施設、現在あるんですけれども、そのうち、無作為に抽出した277施設でございます。残りは今後、年内に進めるという予定でございます。

今回調査した277施設の内訳は、売買業、これ、言い方はちょっと普通ではないんですが、いわゆるペットショップでございます。条例に基づいた業種別の分類をしておりますので、「売買業」という言い方をさせていただいております。それから、貸出し業、保管業、訓練業、輸出入業、美容業の6種類がございますが、数としては売買業が188と、一番多くなっております。

これらを合計しますと、277にはなりませんけれども、これは1施設で複数の業種で届け出をしていることがあるためでございますので、御承知おきいただきたいと思えます。

調査結果の方に参ります。2ページをお開きください。

調査につきましては、大きく分けて五つの視点で行いました。一つ目は、周辺環境への配慮がどうなされているか、二点目は、人畜共通感染症の感染の防止に対してどう配慮がなされているか、三つ目の視点は、動物飼育そのものに対してどういう配慮がなされているか、四つ目には、従業者の知識等について調査をいたしました。五つ目として、「特定動物」といういわゆる危険な動物の取り扱いについての対応を調査いたしました。そのうち2ページは、「周辺

環境への配慮」でございます。

それぞれ二つの、構造・設備面とそれから管理・運営の、ハードとソフトに分けてございますので、それぞれ御説明をいたします。

まず、「周辺環境への配慮」について、構造・設備の点ですけれども、調査項目は記載がございますように、店舗の形態が開放されているか閉鎖されているか、あるいは逸走防止設備として二重扉などがあるかどうか、臭気を防止するための脱臭装置や高いところへの排気設備があるかどうか、羽毛等の飛散防止設備があるか、あるいは汚物等の管理をするための専用容器があるかという視点で調査をいたしました。

その結果は、下に示します「表1」のとおりでございます。

店舗の形態としては、閉鎖が全体としては69%で、かなり多い割合でございます。その他、逸走防止設備についても過半数で設置が見られました。一方で、臭気の防止あるいは羽毛の飛散防止等については、若干、設備がそろっていない方が多いという結果が出ております。

次に、3ページをごらんいただきます。

L3ページは、同じく「周辺環境への配慮」の管理・運営についてでございます。特にここでは、臭いと騒音について重点的に調べております。それぞれ、調べるための指標というものに、官能的な指標という形で「臭気強度」、あるいは今回調査のために独自に考案した「騒音強度」という指標を使って判定をいたしております。それぞれの指標は、臭気については、0の「無臭」から5の「強烈な臭い」まで5段階、「騒音強度」につきましては、「静か」が1で「会話が聞き取れない程度」という5段階まで分類をしております。

これらは、店舗の外側で、店舗の中はうるさくても影響ないですから、店舗の外側にどういう影響を与えるかという視点での調査でございます。

調査結果は次のページに渡っておりますが、4ページの「表4」に記載がございます。

「臭気強度」では、臭気強度0から5までのうち、2と3の間が快適な環境と言えるかどうかの境目であろうというふうに考えております。「騒音強度」につきましても、同じように2と3の間がその境界になろうというふうに考えられます。臭気につきましては、そうしてみますと、強度は0から2の分類に約9割の施設が入っております。騒音につきましても、8割を超える施設が1、2という、ほぼ環境上問題なさそうな分類がされております。

ただ、一部ではありますけれども、それから外れている臭気強度が4、5、あるいは騒音強度が4、5といったような施設も存在をいたしました。したが

って、大部分についてはそれほど問題はないんですけども、ごく一部、かなり周辺への影響を及ぼしている施設もあるという実態が明らかになりました。

次に、4ページの2番、「人畜共通感染症に対する配慮」に移ります。

人畜共通感染症の発生や拡散を防ぐためには、施設の中を常に清潔に保つこと、あるいは動物を取り扱う際に、衛生面に配慮した取り扱いをすることが重要でございます。

そのために、まず1番として、構造・設備について調査をいたしました。調査項目は、清掃のし難さ、手洗い場所の設置の有無、居住空間と分離されているかどうかということです。

掃除のし難さにつきましては、施設の床面積が物に覆われていて掃除ができない部分がどのくらいあるか、という視点で調査を行っております。調査結果は「表5」に示しておりますけれども、いずれの業種でも、約過半数が手洗い場所を設置しており、件数の少ない貸出業を除きますと、床面積の半分は掃除がし難い状況というふうになっておりました。約30%の施設では、施設と居住空間の分離がなされていない構造ということになっております。

それでは、5ページの管理・運営のところに移ります。

衛生保持のための日常の施設の管理状況について調査をいたしました。調査項目は、清掃の状況、清掃の記録があるかどうか、店舗の消毒頻度はどのくらいかということでございます。

このうち、清掃状況につきましては、○、△、×という大まかな分類をいたしました。○は「非常に清潔」、△は「普通」、×が「不潔」という、これは立ち入った結果の判断でございます。

調査結果は「表6」に示したとおりです。次のページにわたっておりますので、ちょっとお開きください。

6ページの「表6」では、清掃の状況を見ますと、「清潔」または「普通」というふうに判断されるものは、やはり9割を超えております。しかし、清掃の記録については、約96%の施設が記録をつけておりませんでした。

また、店舗の消毒頻度といいますと、全体では1日1回以上消毒をされるところが55%であるのに対しまして、全く消毒はしないというところも13%、特に売買業では26%が全く消毒をしていないという結果となっております。

この結果から、店舗の見栄えという点での清潔さというものにはかなり配慮がなされているようですけれども、実際に衛生面への配慮ということになりますと、若干意識に問題があるところもあるという結果がわかりました。

それでは、6ページの3「動物の飼育」に移ります。

施設内の動物を感染症から守ったり、適正な飼育ということを行っていくた

めには、飼育管理の施設あるいは取り扱いの方法が重要になります。そこで、まず1番として、構造・設備について調査をいたしております。

調査項目は、路面に向けた展示がされているかどうか。特に、日光が当たる場合に日除けがされているか、次に動物専用の洗浄施設があるか、ブラッシングの場所として専用の場所を設けているか、疾病の動物を隔離するような場所があるか、ケージの消毒頻度はどうなっているか、ということ調査をいたしました。結果は「表7」、7ページになりますが、示されております。

「路面に向けた展示」では、売買業で約39%がやはり展示をされております。そのうち、日が当たる場合に、日除けがあるというものが15%ありました。

それから、動物の洗浄施設については、過半数が専用の施設を設けております。また、ブラッシングの場所についても同様の傾向がありました。

ただ、疾病動物について隔離する施設については、ないところが全体では73%と多くなっております。また、ケージの消毒頻度につきましても、先ほどの清掃と同じ傾向ですが、1日1回以上消毒するところが60%あるのに対して、消毒しない施設が13%という結果になっておりました。こういった点も、人畜共通感染症の予防からは管理面で問題のある施設が存在するということが言えると思われまます。

次に、2番目の「飼育管理」でございます。

調査した項目は、購入者に飼い方の説明がなされているかどうか、販売先を記録して残しているかどうか、病気などの管理記録があるか、あるいはワクチンの接種、親からの免疫が切れる生後3ヶ月ごろにワクチンを接種しているかどうか、運動の実施が適度になされているか、ということ調査いたしました。調査結果は「表8」に示すとおりでございます。「表8」は、8ページでございます。

この一覧を見ますと、飼い方の説明について、「している」というところが売買業で87%と、ほとんどがしてはいるんですけども、逆に「説明なし」というところも13%存在したということがわかりました。販売先の記録については、記録を残しているところが66%という、売買業で3分の2ほどの施設が一通り記録を残しているというにとどまりました。

また、具合の悪い動物についての管理記録、ワクチンの接種、動物に必要な運動などの実施配慮状況を見ましても、店舗ごとには大きな差があるということが判明いたしました。

次に、4番目の「従業員教育」に移らせていただきます。

各店舗で従業員に対してどのような資格要件を求めているかというものを

調査したものでございます。

それから、従業員の教育制度があるかどうかということも調査いたしました。あるいは、人畜共通感染症への知識等も調査をいたしております。その結果は「表9」「表10」、2段に記載してあるとおりでございます。

従業員に対して資格を求めている施設は全体の47%あります。特に、飼い主との接点となる動物売買業では、52%が資格を有する従業員を求めておりません。このことは、動物を購入する際に、事前に十分な飼い方指導等はないことにつながることも予想されますので、安易に飼い始めてしまうことによって、不適正な動物飼育というものが助長されるということも懸念されるわけでございます。

また、従業員に対して何らかの教育制度を設けている施設は、全体の約3割にとどまっております。また、人畜共通感染症の知識というのは、動物を専門に取り扱う人にとってはぜひ知っていただきたいことなんですけれども、その種類を一つも挙げられなかった従業者が約4割存在したということもわかりました。

これらのことから、専門的な知識技術を有する従業員の配置に比較的消極的であったり、従業員の専門知識の習熟度が低いという傾向も明らかになりました。

次に、10ページをごらんいただきたいと思います。「特定動物への対応」というところです。

特定動物としまして東京都では、サル、ワニ、毒ヘビ等危険な動物を条例で指定しておりますけれども、その飼育に当たっては許可制をしいております。そのため、「特定動物取扱いの有無」をこの店舗が行っているかどうか、あるいは許可制について知識があるか、許可対象動物の範囲はどうなっているかを知っているか、あるいは購入希望者への説明をしているか、仕入先の記録や販売先の記録はあるか、このような内容について調査をいたしました。調査結果は「表11」のとおりでございます。

特に、今回調査を行ったうちでは、特定動物の許可を受けている施設は2施設しかございませんでしたけれども、この1施設においては、いずれも仕入先、販売先の記録はされておりました。

また、許可制度について、「知っている」と答えた施設は48%にとどまっております。許可対象動物の種類についても大まかにでも知っている施設は35%に過ぎなかったという結果になっております。

こうした調査から、知識のない業者が特定動物を都民に売ってしまう可能性も考えられますし、今後、法令等の知識の普及啓発ということにも充実強化が

必要であるということを実感した次第であります。

最後に、各項目についての調査結果を取りまとめましたけれども、非常に管理の行き届いた施設もあれば、いろいろ環境面での問題のある施設があったり、施設ごとの格差は大きいということが明らかになりました。その傾向は、売買業で特に顕著でございました。

今後、この調査につきましては、11年1月までに調査未実施の部分も含めてすべて調査を終える予定でございますので、最終的な実態調査の結果についてはまた審議会で御報告をさせていただく機会を設けていただきたいと思いますというふうに思っております。

以上でございます。

続いて、資料5「飼育動物における人畜共通感染症起因菌等保有状況調査結果」でございます。この調査は、ペットショップと一般家庭の両方を対象にして実施したものでございます。

まず「調査の概要」でございますが、は虫類あるいはウサギ、ハムスターと言われるような小動物が、ペットショップはもちろんですけれども一般家庭でも数多く飼育されるようになってきております。しかし、クラミジア等の人畜共通感染症の起因菌の保有状況については未知の部分もこれまで多々ございました。そのため東京都では、平成7年度から9年度にかけて、犬・猫も含めて飼育動物における人畜共通感染症の原因となる病原体の保有状況の調査を行ったところでございます。

調査は、平成7年から9年の3カ年間に計404検体（ペットショップ288検体、一般家庭116検体）について調査を行いました。その結果は、ページの裏になりますので、ちょっと裏をごらんいただきたいと思いますのですが、縦軸に動物の種類、ウサギから「げっ歯目」と言われるネズミ、は虫類、食肉目、有袋目という動物の種類がございまして、横軸には、今回調査をいたしました6項目の病原菌の種類が並んでおります。このそれぞれの病原菌についてどのようなものかというのは御専門の方もいらっしゃるけれども、改めて紹介をさせていただきますと、次のページにありますように「検査項目の概略」という形で簡単に説明をしておりますので、まず、前提として紹介をさせていただきます。

まず、クラミジアについてですが、これは「オウム病」と言われるような病気を引き起こす呼吸器感染症でございます。感染した鳥の排泄物、羽毛等から人に感染するものになります。人の症状としては、肺炎のような状況を呈して、

高齢者では死亡率も高くなるという状況です。

ただ動物では、かなり軽症のまま長く保菌している状態が見られるようです。

次のリステリアについては、多くの哺乳動物や鳥類、あるいは食べ物、食肉、乳製品等に含まれてはいるんですけれども、リステリア症というのは非常に致死率が高い病気となっております。特に食品を介して動物から感染することから注目されているものでございます。人の症状としては、新生児、乳幼児で多発する状況で、妊婦では流産を起こす可能性もあるという状況です。

次、エルシニアですけれども、エルシニア症として、かなり広く動物で保菌状況が見られるということになっております。また、人への感染では、一、二歳児に感染の発生のピークがございまして、日本では大規模な集団感染が発生したことがあります。食品が原因と考えられておりますけれども、やはり動物から食品を経由して感染するということが考えられております。人の症状としては、乳幼児、小児の場合は、腹痛、下痢・腸炎等を起こすということが知られております。また、動物の場合は、持っただけでも多くは不顕性感染ということで、症状はあらわれないという状態です。

次に、仮性結核という、やはり同じエルシニアでございますけれども、主な感染経路はエルシニアと同様に動物由来ということなんです。人の症状としては、エルシニア症と類似ですが、本症の方がより重症になるというふうに考えられております。動物の症状も、やはり先ほどのエルシニア症と同様、多くは不顕性として、発症しないで保菌だけしているという状況です。

次にサルモネラでございます。サルモネラは、かなり多くの動物が保菌してありまして、食品を汚染することによって食中毒として取り扱われる場合も非常に多く持っております。また、食品媒介をするほかに、直接愛玩動物からの接触の感染というものも報告がなされております。人の症状は、下痢・腸炎等の症状ですけれども、年齢が若いほど重症になるということが言われています。動物では、不顕性の感染が多くて、症状はあらわれない場合が多い。特にミドリガメというのは全く無症状で、保菌だけしている状況です。

黄色ブドウ球菌につきましても、同様に食中毒細菌ということで言われておりますけれども、やはり動物が持っていて、食品を介して人体に感染するということが言われております。

全体として、人畜共通感染症起因菌については、動物では不顕性感染、病気になっていないという状態が多いということから、人が感染しても、それとそ

の感染源が明確でなかったり、仮に動物からの感染とわかっている場合でも、原因動物あるいは原因施設の究明は困難だというのが特徴と言えるかと思えます。

先ほどの一覧表に戻らせていただきますと、調査結果では、クラミジアにつきましては、各種類の動物、幅広く見出されております。合計で25検体が陽性でございました。また、サルモネラについては、特にごらんいただきますようにイグアナ、カメ、カメレオンといったは虫類に特徴的でございまして、は虫類の中で10検体ほどが陽性として検出されました。

これら全体を合わせてみますと、大体約1割の動物がこの6種類の病原菌のうち、いずれかを持っているということが結果としてわかったということが言えると思えます。

それで、1枚目の表紙に戻っていただきますが、これらのことから、危険防止対策といたしまして、動物取扱業においては、飼育している動物が外見上健康であっても、人に感染すると発症するおそれのある病原体を有していることがありますので、餌や水、ケージ、糞便などは適正に管理する必要があります。

また、具合の悪い動物については隔離して管理して、他の動物への感染を防止する必要があります。また、購入者におきましては、愛玩動物等はそういう病気を一定の割合で持っているんだということを理解していただく必要がある。また、ケージなどを十分掃除したり、口移しで食べ物を与えたりといったような濃厚な接触は避ける、動物に触ったら手を洗う、こういったことを徹底してもらおう。あるいは、ハイリスク・グループと言われる乳幼児・お年寄りについては、動物の取扱いには特に注意を要するということが結果として言えるのかと思えます。

以上が資料の説明でございます。よろしくお願いたします。

会長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました「動物取扱業者の指導育成策」につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

特にございませんか。

特に御質問がないようですので、この諮問事項につきましても、前回の審議会で御了承をいただきましたとおり小委員会を設置いたしまして、個別かつ集中的に調査、審議をしていただきたいと思います。

なお、小委員会の人選につきましては、これまでの小委員会の委員にお願いしたいと思えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

会長

それでは、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。
引き続き、山口座長を始め小委員会委員の委員の皆様には御協力をお願いいたします。

3 その他

会長

そろそろ予定の時間も近づいておりますが、この際、何かほかに御質問や御意見ございますか。

委員

先ほど、「猫の適正飼育推進策について（中間報告）」のところで言われたときにお話をすればよかったんですが、言いそびれましたので、済みません。

先ほど、「中間報告」の中身の取扱いについては、最終答申が出るときに内容の変更もあり得るということをおっしゃったんですけれども、その点は確認したいと思うんですね。

一番最初に「中間報告」の「はじめに」のところに、「本中間報告の内容について、広く都民各層からの意見を聞き、今後の審議の参考としたい。」と書かれているんですけれども、普通「答申報告」というふうにまとまりますと、ともすると、この報告がもう既に決まったもののように一人歩きをするというのがいろんなところでの審議会での「中間まとめ」といいますか、そういうことが往々にしてあるのではないかなと思うんですね。最終的に答申をまとめる段階でも、基本的にはそういう「中間報告」の中が大筋の内容にならざるを得ないというか、なってしまうというようなことも、今までの審議会ではそういう状態だと思うんですね。

そういうことから関しましても、今後の審議の参考ということがうたわれておりますので、本来なら案の段階で都民の皆さんからの意見を聞いて、それを「中間報告」に入れれば一番筋としてはよかったんじゃないかなと私なんか考えるんですけれども、この「はじめに」の中でも「広く都民からの意見を聞き、」というふうになっておりますので、最終的な答申の中にもそういう意見が盛り込まれますように、ぜひ希望をしておきたいというふうに思うんです。

私の方にもいろいろな方からの意見が寄せられておりますので、そういう意味で、一言、そういう「中間報告」に対する考え方といいますか、そういうことをちょっとお聞かせいただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

会長

これは、事務局の御意見を聞くというよりも、この審議会というものが主体ですので、私どもで考えていくと思うんですが、先ほど申し上げましたように、やはり「中間報告」というのはあくまでも中間報告であって、最終答申ではないわけですから、これから都民の方々の御意見とか委員の御議論というものを踏まえて若干変わっていくということは十分考えられます。だから、その点は別に御心配なきようお願いしたいと思います。

委員

わかりました。

会長

それでは、次回の審議会のことなんですけれども、本日の皆様の御意見を踏まえまして、小委員会で検討していただく。その結果をもとに、さらに審議をしてみたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、「猫の適正飼育推進策について（中間報告）」ができ上がりましたので、これから衛生局長にお渡ししたいと思います。

（会長より衛生局長へ「中間報告」を手渡す）

会長

それでは、本日の議事は以上をもって終了いたしました。衛生局長から発言したいという申し出がございますので、お願いたします。

衛生局長

ただいま関会長より「猫の適正飼育推進策」につきまして「中間報告」をいただきました。大変活発な御討議をいただきまして、委員の皆様には心から感謝を申し上げます。

現在、東京都の約8世帯に1世帯の割合で猫が飼われているということでもあります。「中間報告」でも御指摘をいただいておりますように、都市においては、これからも集合住宅の割合の増加や単身世帯化、ライフスタイルの多様化などが進むと考えられます。

このような環境に適したペットである猫は、飼育人口が増加することが予想されております。しかし、その一方で、1万頭以上の猫が殺処分され、生活環境被害も多く発生しているわけでもあります。

猫の飼育による問題は、放置すれば解決が一層困難さを増すことと思われま。こうした中で、猫の適正飼育推進策についてさまざまな立場から御検討いただき、「中間報告」として示されましたことは、大変ありがたく、また心強く思っております。

また、近年のペットブームに伴い、多種多様な動物が家庭で飼育されるようになり、正しい飼い方の普及など動物取扱業者に期待される役割はますます大きくなっていると思っております。

今後は、動物取扱業者の指導育成策について御審議をいただくわけでありませんが、この問題への取り組みが全国で初めてのものになろうかと思えます。引き続きよろしく御検討いただくようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

会長

ありがとうございました。

それでは、今後の日程等について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、私の方から今後の日程について御説明いたします。

小委員会におきまして2番目の諮問事項、「動物取扱業者の指導育成策」について御審議いただきまして、その検討結果を踏まえ、平成11年1月下旬に第3回の審議会の開催を予定しております。詳細につきましては、後日調整の上、改めて御通知いたします。

なお、先ほど会長よりお話のございました「猫の適正飼育推進策について(中間報告)」、これに関しましては、都民からの意見を聞く会を平成10年12月2日、水曜日、午前10時より文京区小日向4丁目、東京都衛生局研修センター講堂にて開催いたします。正式通知は追って送付いたしますが、関会長及び小委員会の委員の皆様方には御出席のほど、どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。

それでは、本日の審議会はこれをもって終了いたします。長時間にわたって熱心に御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

午前11時40分閉会